

日本労働年鑑 第50集 1980年版
The Labour Year Book of Japan 1980

第二部 労働運動

VII 公害反対闘争

5 その他の公害問題への組合のとりのくみ

騒音公害
〔紙パ労連〕

製紙産業においてはここ数年公害問題は表面化してこなかったが、一九七九年になって新しい「超低周波音公害」問題が提起された。すなわち、茨城県岩井市のレンゴー株式会社利根川製紙工場にたいして、同工場より発生する超低周波音の被害を受けている住民が公開抗議書を提出した。抗議書は一一一ページにおよぶ大部のもので、そのなかでは、防止設備の設置、公害防止協定の締結等を要求している。この問題にたいして、一九七九年七月開催の紙パ労連第六四回定期大会では、「労働組合は生命と健康を守る立場から、公害防止運動に積極的にとりのくみ、労働組合の社会的責任を果たさなければなりません」という方針が決定された。騒音公害のもっとも簡単な防止対策は防音壁を設置することであるが、多くの場合、この対策は職場内の騒音環境をいっそう悪化させる。したがって、この方針のように、公害防止運動と労働者自身の生命と健康を守ること＝職場環境を改善する運動を結合することがとくに重要である。

〔国労〕

一九七四年に提訴され、国労も住民の闘争を支援してきた名古屋新幹線訴訟(スピードを落とし、七時から九時までの間、騒音は六五ホーン以下、振動は毎秒〇・五ミリメートルなどの差止と原告各自に一〇〇万円などの慰謝料請求)が一九七九年六月二〇日結審した。

自動車公害
〔運輸労連〕

一九七九年三月、運輸労連は、全国の主要国道二九一地点で、沿道住民にたいして自動車公害にかんするアンケート調査を実施した。アンケートは、騒音や振動の原因は、通過車両数だけでなく、過積みにもあること、そして自動車公害の被害者は沿道住民はもちろんであるが、運転手自身九〇～一〇〇ホーンといちぢるしく高い騒音下におかれ、またひどい振動のために、胃腸病や腰痛症にかかっており、「公害の発生源で働く労働者が最大の被害者」であるという視点でなされた。調査は郵送法で(一部留置法)、配布数二万九九五〇、回答数四四九九(回答率一五・〇%)であった。「騒音、振動がひどいのは、どんな車か」の問にたいし、ダンプカー三三・七%、定期便トラック二五・一%、ふつうのトラック一三・〇%で、三つで七一・八%を占めている。「過積み(積み過ぎ)は、騒音、振動などの車公害に関係があると思いますか」との質問にたいし、「車公害の原因の一つ」という回答が四三・二%、「関係がある」が四二・五%、両者あわせると八五・七%が過積みと公害の関係を認めている(七の他の項目については省略)。

上述のような視点で、交通関係労働組合が公害被害者のアンケート調査を実施したのは今回が

はじめてと思われる。運輸労連は、荷主にたいして過積みをしないように協力を求めるとともに、政府や地方自治体にたいしても騒音・振動の規制強化などを働きかける方針である(『月刊運輸労連』一九七九年六月参照)。

黄害 〔全施労〕

全施労は一九七四年四月に列車のトイレから排出されるし尿公害＝黄害にたいして、国鉄総裁を相手に、列車し尿流出等の差し止め請求を求め提訴し、五年間に及び争ってきたが、一九七九年裁判所に鑑定書が提出された(鑑定人筑波大学教授藤原喜久夫)。そのなかで、「作業員などに対する医学的、病理学的影響としては、経口経気通感症の原因となりうる可能性が考えられる」と黄害による人体被害の可能性が指摘された。同年四月には、東京法務省が、国鉄総裁にたいして、「いわゆる黄害問題の発生を防止するための改善について」を勧告した。こうして裁判は原告側に有利に作用しつつ進行しているが、今後鑑定にたいする国鉄側の反論、現場検証がおこなわれるので、判決までには一、二年要するものと思われる。

一九七九年七月開催の第一〇回定期全国大会では「列車黄害闘争の強化」として、つぎのような方針が決定された。

(1)労使間に「労働環境対策委員会」を設置し、屋外に働く施設関係労働者の環境改善を推進する。(2)国鉄当局が主張する「黄害は職員として採用のときに承知していたはずである、ガマンすべきだ」といういわゆる「受忍の限度論」を粉碎する。((3)～(5)略)(6)施設関係労働者に対し、手当の新設を含めた基本給の上積みさせる。

全施労の黄害闘争の特徴は、「沿線住民との連帯」のもとにすすめられてきたこと、いいかえれば、職場での労働衛生・労働環境・人権のたたかいと地域住民の公害闘争を意識的に結合してきたことである。

合成洗剤公害

河川・湖沼の富栄養化、赤潮の発生原因となり、また皮膚障害、肝臓障害等の被害をもたらす合成洗剤公害については、全水道、自治労、日教組などの労働組合は、従来から積極的に運動してきた。一九七八年七月、上記労組のほかに、総評、東京地評、愛労評、滋賀県評などをふくめ、全国の合成洗剤追放の住民組織、日本消費者連盟等で組織している「きれいな水といのちを守る合成洗剤追放全国連絡会」は、通産大臣に、被害の実態調査・研究を早急に実施し公表すること、有害性が指摘されているABS、LAS等の製造・販売・使用を禁止することなど一項目について要請文を提出した。

労働組合として合成洗剤追放にもっとも積極的にとりくんできた全水道と自治労の活動および活動方針を要約するとつぎのとおりである。
〔全水道〕

一九七八年八月、第六回労働研究全国集会の全体集会で、「地域における合成洗剤追放運動の実態と運動の必要性及び展望」を報告。そのなかで、各地方本部で、消費者運動、住民運動、婦人運動と結びついて、学習会・ビラ配布等の宣伝、石けんの購入・販売運動などの実態が報告された。そして、水道労働者としての運動としては、(1)組合員の家庭、水道企業からの合成洗剤の追放、(2)都市労連、地域住民、民主団体との共闘、の必要性と運動の方向性が提起された。

一九七九年七月の全水道組合大会では、「合成洗剤の使用禁止は通産省の指導を求める」という方針が決定された。
〔自治労〕

自治労は、合成洗剤追放を、「一方では調理員の労災・職業病の絶滅へむけたとりくみ」として「一方では自らの職場を公害発生源にさせない」とりくみとしてとらえ、運動を展開している。一九七八年七月には、自治労本部は「合成洗剤追放」のポスター一万枚を作成して、各県本部へ配布し、追放運動と三重県本部が開発した学校給食用業務石けん「リンピア」の活用を訴えた。翌八月の自治労第二回全国学校集会では、ひきつづき合成洗剤追放運動を方針の一項目として決定した。この集会で、八王子の学校給食職場では八割までが石けんに切りかえたという報告も出された。しかし、地方財政危機を理由に「合理化」がすすめられているなかで、石けんへの切りかえのための人員増、施設の改善運動は大きな困難につきあたっており、合成洗剤追放運動を反合理化闘争としても位置づけて展開する必要性が強調されている（全水道「第六回労研資料」、きれいな水といのちを守る合成洗剤追放全国連絡会『ひろがる合成洗剤追放運動』参照）。

【参考資料】1(1)昭和五四年版『環境白書』、(2)『公害研究』第九巻第一号、(3)『議会と自治体』一九七九年八月、(4)『環境破壊』各号の「公害日誌」、(5)環境週間・第四回全国公害被害者総行動隊実行委員会『連帯して公害の根絶を』、(6)『公害弁連第8回総会議案書』、(7)東京都公害研究所調査室所蔵の公害関係新聞切抜

2(1)『日教組教育新聞』一九七九年五月三一日付、(2)NO2訴訟を共にたたかう会『私も原告』(3)『日本の教育』第28集(4)東京都NO2検討委員会『NO2環境基準改定に関する検討結果報告書』

3(1)日本労働組合総評議会『薬害スモン闘争対策資料』、(2)「スモン全国実行委員会ニュース」、(3)スモンの会全国連絡協議会『暴かれた危険——スモン警告——』

4(1)『政労協』第三七八号、一九七九年七月一五日付、(2)日本原子力研究所労働組合『スリーマイル島原発事故をどうとらえるか』、(3)『電産中国』各号、(4)久米三四郎『原子力安全神話の崩壊』電産中国地方本部、(5)『一九七八年度全電力運動方針』、(6)『電力労連月報』一九七九年六月、(7)電機労連『調査資料月報』一九七九年七月、(8)全日本労働総同盟『米国の原発事故にともなう当面の方針』、(9)『月刊総評』一九七九年七月、(10)『月刊自治研』一九七八年一〇月

5(1)『紙パ労連第64回定期大会議案書』、(2)『レンゴー株式会社利根川製紙工場が発生させている超低周波音公害に関する公開抗議書』、(3)『月刊運輸労連』一九七九年六月、(4)『全施労第一〇回全国大会議案書』、(5)きれいな水といのちを守る合成洗剤追放全国連絡会『ひろがる合成洗剤追放運動』

日本労働年鑑 第50集 1980年版

発行 1979年11月10日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年9月25日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1980年版(第50集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
